平成27年度第1回

文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会

日時:平成27年5月11日(月)

午前10時から

場所:庁議室

文京区総務部総務課

出席者: (委員) 内山忠明 田上侑司 吉川豊 山内まり子 中川和夫 (事務局) 総務部長 渡部敏明

> 総務部総務課長 石嶋大介 総務部総務課情報公開・法務担当主査 木口正和 総務部総務課情報公開・法務担当主任主事 西村かおり 総務部総務課情報公開・法務担当主事 戸田美菜

欠席者: (委員) 前田俊房 渡辺雅史 木元武一

1 開会

○総務課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成27年度 最初の審議会を開催いたします。着席して報告させていただきます。

本日は、渡辺委員、前田委員、木元委員が欠席でございます。本日の審議会は、審議会条例 第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有功に成立しておりますことをご報告いたし ます。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づいて、平成26年度における 各制度の実施状況の報告と、諮問事項として「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保 護制度の見直しについて」審議していただく予定でございます。

また、事務局ですが、人事異動により一部変更がございましたので、ご報告いたします。

私がこのたび総務課長に着任しました石嶋でございます。情報公開・個人情報保護関係の所管が広報課で担当してきましたときに広報課長としてお世話になりました。このたびもどうぞよろしくお願いいたします。

なお、総務部長の渡部、総務課の担当主査の木口、担当の西村、戸田は、昨年度から引き続き担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、情報公開制度等に係る報告に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いい たします。

2 議事

○内山会長 それでは、お手元に審議会の資料があると思いますが、その次第に基づいて会を

進めさせていただきます。

まずは資料の確認はよろしいのかな。

○総務課長 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料はあらかじめ郵送させていただいておりますが、資料第1号から第15号まででございます。お手元よろしいでしょうか。

○内山会長 それでは、報告第1号、定例報告について総務課長さんからご報告をいただきます。ご説明をいただきます。お願いいたします。

○総務課長 では、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。 それでは、資料第1号から説明申し上げます。

資料第1号、1-1と1-2というふうになっております。1-1号は所管別に請求件数を整理したもの、1-2は請求内容でございます。平成26年度は資料1-1、右下の合計欄にありますとおり、総件数で370件の公開請求がございました。平成25年度は413件でございましたので、43件の減となっております。また内訳として、全部公開の141件、-部公開が193件、非公開が36件となっています。

資料1-2の請求内容ですが、まず即日公開は26年度は204件で率にして55.2%、25年度は57.9%ですので、例年と大きく変わりはございません。次に請求内容の特徴ですが、例年どおりの請求内容が通し番号3ページの26219、26220、26221など、指定管理者関係が34件、それは通し番号044ページでした。すみません。

それから、通し番号 3 ページの26001、26002、26004、これが食品衛生関係が34件ございました。

また、5ページから7ページにかけまして26015、26016、26017、26018など、小石川植物園 周辺道路計画の関係は請求書ベースで24件の請求がございました。また、28ページ、29ページ でございますが、26121、26125など、順天堂大学病院再編成関係が6件と多くなっています。

次に、資料第2号でございます。個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。2-1は所管別に件数を整理したもの、2-2号は請求内容でございます。資料2-1の合計欄にありますとおり、平成26年度は総件数で107件の開示請求がございました。25年度は87件でございましたので、20件の増となったものです。内訳は、全部開示が58件、一部開示が15件、不開示が34件となっています。

また、資料2-1、請求内容についてですが、住民票の写し等の戸籍関係の書類の発行状況の開示請求が66件、全体の61.7%に当たります。

次に、資料第3号は情報公開条例で、公表が義務づけられ、あるいは努力義務となっている のがありますが、これは条例に基づいて実際に行政情報センターにおいて公表したもののリス トでございます。

最初に条例第22条に基づく公表資料ですが、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報については公表が義務づけられております。

次のページ、条例第23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や 調査報告、事業概要などがこれに当たります。なお、当区では条例の規定にかかわらず、行政 情報センター及び区ホームページ等において情報を提供するよう努めているところでございま す。

次に、資料第4号から第9号までは個人情報保護制度に係る報告事項でございます。

資料第4号は、個人情報業務登録の登録状況です。個人情報の業務登録件数は528件で、昨年より若干増加しています。個人情報ファイルは110件の登録でございます。新規登録業務、廃止業務は次ページと次のページに一覧がございます。

資料第5号は、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧です。個人情報取り扱い 業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされております。データ処理、通 知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などが業務委託されております。

次に、資料第6号でございます。指定管理者制度適用施設の一覧です。平成18年度から指定管理者制度が導入されておりますが、ごらんの施設、裏面までの19施設を指定管理者によって運営しております。

次に資料第7号、こちらにつきましては個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。 法令や審議会の意見を聞いて目的外利用を認められたものについて、区の内部で、本来の業務 以外の業務に利用しているものがこれに当たります。税情報や福祉・年金関係の情報を、福祉、 介護・医療関係業務に利用していることを示しております。

次に、資料第8号でございます。個人情報の外部提供をした業務の一覧でございます。外部 提供は、法令や審議会の意見を聞いて、区の機関以外のものへ個人情報を提供したものの一覧 でございます。税情報や戸籍、年金、食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁に提供し ております。

外部提供の根拠として、「審議会(事前一括承認)」というふうに記載のあるものが大部分 を占めておりますが、これは審議会一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法 令に「調査することができる」「照会できる」など、いわゆる「できる」規定がある場合で、 提供の可否について区側で一定の判断をした上で提供することができるとされているものに該 当するものです。

資料第9号でございます。これは外部結合した業務の報告です。

外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するものとなっております。これは平成14年に開始した住民基本台帳ネットワークと、平成22年度から開始したマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納と、平成25年度から開始した戸籍副本の法務省戸籍副本センターへの送信が該当しますので、その状況をお示しするものです。外部結合による提供情報の詳細は資料にあるとおりでございます。

以上が個人情報保護制度にかかわる報告案件です。

最後に、資料第10号は、昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。審議会については資料にありますように、昨年度2回開催し、定例報告、1件の報告、1件の諮問を行っております。

審査会については、新規の救済申し出がありませんでしたので開催しておりません。 以上が定例報告でございます。ありがとうございました。

○内山会長 事前に資料はお手元にお届けしてあると存じますが、いずれにしても大量のデータについてご説明をいただきました。一括してご説明をいただきましたので、どの順番でも結構でございます。ご質問等、ないしはご意見があれば頂戴させていただきます。

私からそれでは情報公開請求資料1-2になるんでしょうか、この中で例えば7ページ、要望書について公開請求が出て、一部公開ということが、7ページの26018です。要望書について一部公開をしたということがわかるのですが、非公開理由が個人情報、法人情報と書いてあって、備考に個人の印影と法人の印影と書いてありますけれども、これは個人の印影、法人印影を非公開にしたという趣旨だと読めますけれども、個人の名前は。

こういう要望書を提出した場合、文京区は誰が要望書を提出したという個人情報は開示して しまうのかどうか。ほかのところでもあるんですけれども、個人の印影と書いてある部分があ りますけれども、個人情報の部分を非開示にするのか開示をするのかというのは、文京区に例 えば要望書・陳情書を出す場合に開示されてしまうのかどうかを知っておかないと、区民とす ると不安だと思いますので。

○総務課長 個人名そのものも非開示にしてあるというふうに考えていますけれども、確認は

あれなんですけれども、書類上は印影だけと書いてあったもので。ただ個人名、名前のほうも 非開示というふうに取り扱うことになっておりますので。

○内山会長 でしょうねと思うんですけれども、確認をしているんで。というのは資料の1-2自体が公開文書でしょうから、これを区民の方がごらんになると、個人名を出してしまうのが文京区の方針だということになると、どうなのかなというふうなこと。

例えば、43ページの下から2行目のほうは、個人の生年月日、住所、電話番号というふうに わざわざ書いてあるんですね。そうなると個人の氏名は開示するというようにも読めますし、 ほかのところはこう書いてないところは電話番号や何かを出してしまっているというようにも 読めてしまうので、表示の方法を統一して誤解のないようにしていただいたらよろしいのかな と思います。

個人情報は基本的には非公開で、開示をする場合には例外事由に当たらないと開示しないというのが原則だと思いますけれども、その原則どおり実施していると理解してよろしいでしょうかというふうに確認をしておきます。

○総務課長 この標準方法についてはまたちょっとうちのほう考えていきたいと思います。す みません。誤解のないように、この備考欄のところですね。

○内山会長 そうですね。表示の部分だけでも誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

それからもう一つは、これは教えていただきたいんですけれども、データの外部提供するというときに、資料第8号で、例えばナンバー振ってありますけれども、111ページですけれども、上から4番の税務課の滞納整理のために外部提供されているということで、外部提供しているのは住所、所得、勤務先等と書いてございますけれども、これはこのとおり外部提供しているんだと思いますけれども、勤務先等は外部提供しちゃうんですよね。所得がどの程度かということだけではなくて、どこに勤務しているかということも、他の自治体は文京区から入手することができるんですね。

これが例えばこれから審議されるんですけれども、マイナンバーや何かの中で出てくると、 どういうことになるのかなと。要するにマイナンバーで限定的に厳格に管理される情報とは別 に、文京区では今までもどこにこの人は勤務先。私なんか勤務先何カ所もあるので、全ての勤 務先がこのようにということまでわかってしまうことになるんですねということを確認するん ですけれども、そういう状況なんですね。これは審議会として一括承認されているということ になっているんですよね。 問題があると言っているわけではなくて、そういうことだということで確認をさせていただきますけれども、今後のことですけれども、マイナンバー制度が実施されたときに、こういう情報はどういうことになるんだということも後々教えていただけたらと思います。調べればわかることなのかもしれませんけれども、調べるいとまがなかったんで伺っておきます。

○総務部長 これ自体は会長おっしゃるとおり、現状で外部提供ということで、勤務先も含めて照会に応じて提供をしているという状況です。

○内山会長 そうですよね。それが適切かどうかということを伺っているんではなくて、今後 どうなるかということも含めて伺いたいということでございました。

それからもう一つは、これは確認ですけれども、資料第5号の外部委託についてと。件数とすると全部で136件ということのようですけれども、これを確認だけですけれども、外部委託については当然個人情報等が目的とされた、失礼、委託の目的以外に乱用されたり漏出したりがないということを、してはいけないということについては契約条項で書いてあると思いますけれども、この契約条項が遵守されているということについて、逐一確認をされていることとして伺っておきますけれども、確認の手法等は契約書に基づいて、それぞれ必要に応じて確認されているんでしょうけれども、必ず確認をしているかどうかということについて、主管課といいますか、これは総務課になるんでしょうけれども、チェックをされているのかどうかということだけ伺っておきます。後でも結構です。

○総務部長 実は委託契約ですから、その契約内容に沿ってきちんと履行したという確認・検査をしないとお金は払えません。お金を払う前提としてきちんと履行されたという検査はもちろんやっているんですけれども、個人情報の取り扱いについて、契約条項の中に条例を遵守しなさいということはもちろん書いてあるんです。そこも実際にどのような形で個人情報が取り扱われているのか、きちんとやられているのか、そういったことについても確認が現状やはり必ずしも十分ではないというふうに思っております。

そこで先日、契約担当をしているセクションの課長を呼んで、それぞれの所管課が年に1回になるか四半期ごとかは別としても、きちんと実際に確認に入る作業をしなければいけないと、するように全庁に周知をしなさいということを、先般、各部の庶務担当の課長を集めた会議でそういう指示を行ったところでございますので、その辺はきちんとやっていこうと取り組んでいるところでございます。

○内山会長 わかりました。逐一全部について立ち会い検査をするというのは、物理的には不可能なことだと思いますので、例えば契約書の中で個人情報の管理については契約どおり遵守

しておりますとか、いただいた資料等については適切に廃棄していますとかということについて、受託している業者のほうから報告書をいただくとか、聴取するとか、いずれかの形で確認することだけはしておいていただいがほうがよろしいのかなというふうに。私の意見でございます。

それでは、ほかになければ報告については報告はいただいたこととして整理をさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、続きまして議事の2番目に入ります。諮問第1号、諮問があるようでございますので、このことについて総務課長からご説明いただきます。

○総務課長 それでは、説明に入ります前にお手元の資料を確認させていただきます。

資料については、あらかじめ郵送させていただいております。諮問第1号に関する資料といたしまして、諮問書の写し、それから次に資料第11号、いわゆる番号法の制定に伴い、本区の個人情報保護条例について見直しが必要な事項をまとめたものでございます。資料第12号、これについては個人情報保護法や本区の条例など、個人情報保護に関する法体系をまとめたものでございます。次に資料第13-1号は、資料第11号の詳細をまとめたものでございます。それから資料第13-2号、こちらは個人情報と特定個人情報の定義についてまとめたものでございます。資料第14号、こちらは番号法と行政機関個人情報保護法、それから個人情報保護条例の比較できるようにまとめたものでございます。資料第15号は、今回の制度導入に伴う条例の見直しについて、現行の個人情報保護条例を改正する場合と別条例で制定する場合を比較できるようにまとめたものでございます。お手元の資料のほうよろしいでしょうか。

それでは、諮問案件についてご説明申し上げます。

まず、諮問書を読み上げさせていただきます。平成27年度諮問第1号、社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて(諮問)。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)が制定されました。それに伴い、平成27年10月に国民一人ひとり に個人番号(マイナンバー)が付番され、平成28年1月に社会保障、税及び災害対策等の分野 においてその利用が開始され、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることになり ました。

一方で、個人番号が付番されることで、特定の個人の情報であることが極めて容易に識別できるようになるため、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)が悪用された場合には、個人の権利利益を損なうおそれが一般の個人情報に比べて高まること

が懸念されます。

番号法においては、個人番号その他の特定個人情報に対する特段の保護措置を定め、地方公 共団体に対しても、同法の趣旨に則った特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な 措置を講ずることを求めています。

文京区においても、番号法の趣旨を踏まえ、文京区個人情報の保護に関する条例について、 番号法の関係法律との整合性を図り、特定個人情報の保護措置を講じる必要があります。

そこで、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規 定に基づき、別紙「個人情報保護条例の見直し事項」について審議会のご意見を賜りたく、諮 問いたします。

詳細について引き続きご説明申し上げます。

まず、順番は異なりますが、資料第12号、通し番号129ページをごらんください。これは個人情報の保護に関する法体系をあらわしたものでございます。ここで一般法と特別法というものが出てきますが、一般法はその分野において一般的に適用される法であり、特別法がない限りその法律が適用されます。また、特別法がある場合は特別法は一般法に優先するというものでございます。

まず、点線より上の個人情報保護における一般法ですが、左側の①から③は法律になります。 ①は個人情報保護法で、記載のとおり事業者が守るべき個人情報の取り扱いに関するルールになります。②は行政機関個人情報保護法で、国の行政機関が守るべき個人情報の取り扱いに関するルールになります。③は独立行政法人等個人情報保護法で、同じように独立行政法人等が守るべき個人情報の取り扱いに関するルールになります。

右側は文京区の個人情報保護条例で、文京区や区民が守るべき個人情報に関するルールになり、例示にあるとおり、目的外利用や外部提供の制限、任意代理人による請求等を定めたものになります。

①から③の法律上の個人情報と個人情報保護条例上の個人情報とは定義が異なることになります。点線の下は個人情報保護における特別法としての番号法となります。ここで、特定個人情報とは個人番号を含んだ個人情報で、事業者、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体が守るべき特定個人情報の取り扱いに関するルールとなります。

一番下の囲みにあるとおり、特別法である番号法の規定との整合性を図る必要があるため、 一般法である条例において特定個人情報についての定義や目的外利用等の規定の整備が必要に なってくるものでございます。 次に、資料第13-2号をお開きください。これは個人情報・特定個人情報のイメージになります。

最初に、一番上の個人情報のイメージ、2の特定個人情報のイメージとありますが、まず個人情報と個人番号を含んだ特定個人情報とは別のものというふうに考えてもらう必要があります。

まず、1の個人情報のイメージでございますが、個人情報保護条例上の個人情報がこの太線に示したものです。これがAというものになります。それから、Bのほうは個人情報保護法の個人情報が点線で示したものとなっておりまして、それぞれずれがあるというふうになっております。

次に、2の特定個人情報でございますが、Bの保護法上の個人情報の中に含まれるCの情報が特定個人情報ということで、番号法も条例上も同一の定義というふうになります。

一番下のDは特定個人情報の対象外である死者の個人情報と非容易識別個人情報、これは容易ではないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別することができるとなるものを示したものでございます。しかし、死者の個人番号自体は存在するため、利用制限や安全管理措置等の番号法の適用がされるというものでございます。

それですみません、また資料戻っていただいて、資料第11号をごらんください。その表は一番左より個人情報保護条例の条文、それから次が項目、見直しの概要、番号法の関連条文、括弧内については行政機関の個人情報保護法の関連の条文となっております。

まず、条例2条の定義でございますが、現行の個人情報保護条例では個人情報、それから保 有個人情報、個人情報ファイルという定義がありますが、番号法では特定個人情報、保有特定 個人情報、情報提供等記録という定義を新たに規定する必要があります。

次が条例第14条の目的外利用の制限に関してでございます。現行の条例では本人の同意を得ずに目的外利用できるものを制限列挙しており、1番目として法理に定めるとき、2番目として個人の生命、健康、または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、3番目として区民の福祉の向上を図るため、4番目として1から3のほか、当運営審議会の意見を聞いて、特に必要があると認めたときの4点となりますが、見直し後は情報提供等記録を除く特定個人情報につきましては、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときのみの目的外利用ができるものというふうになります。

なお、情報提供等記録につきましては、目的外利用を認めないものとなります。

次に、条例第15条、外部提供の制限でございです。

まず、現行の条例では本人同意を得ずに外部提供できるものとして、1番目として法令に定めがあるとき、2番目として個人に生命、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めたとき、3番目としてあらかじめ当運営審議会の意見を聞いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要があると認めたときの3点となりますが、見直し後は特定個人情報につきましては番号法第19条により列挙された場合のみ提供ができるものというふうになります。

次に、規則の第10条、開示等の請求についてですが、現行実施機関が特別の理由があると認めたときは、いずれの請求においても法定代理人、任意代理人による請求が認められるとして規定されておりますが、見直し後、特定個人情報の開示請求、訂正の請求、情報提供記録等を除く特定個人情報の削除の請求、利用の中止請求のいずれも任意代理人による請求をいかなる場合にも認めることになります。そこで、個人番号を含まない現行の個人情報についても、いかなる場合にも任意代理人による請求等を認めることとするものでございます。

次に、裏面の条例第18条でございます。こちらは削除の請求及び、それから19条は利用の中 止の請求についてでございます。見直し後は番号法の規定に違反した不適正な取り扱いがなさ れている場合も特定個人情報の利用中止、削除の請求ができるものとなります。なお、情報提 供等記録については除かれるものでございます。

次に、条例第22条、決定後の手続でございます。情報提供等記録について訂正があった場合には、番号31条の規定に基づき、総務大臣及び情報照会者、情報提供者に書面により通知する規定を設けるものでございます。

次に、条例第29条、費用負担についてでございます。番号法では経済的困難、その他の理由 により減額または免除することができることとなっていますが、現行、開示手数料は無料とし ており、写しの作成に要する実費のみの負担となっているため、現行制度を維持するものでご ざいます。

次に、条例第30条、他の制度との調整についてでございます。現行では、他の法令の定める 手続により、自己情報の開示請求ができる場合は条例を適用せず、当該法令の定めるところに よるとされておりますが、特定個人情報は自動的に開示する仕組みを予定しており、利便性も 高いため、他の法令により開示の実施と調整については適用除外とするものでございます。

以上が見直し事項の概要となります。

次に、資料第13-1号でございますが、ただいま説明した資料第11号の詳細というようにな

りますので、後ほどお読みいただければと思います。

次に、資料第14号ですが、番号法と行政機関個人情報保護法及び個人情報保護条例の相違点をまとめたものですので、ご参考にしていただければと思います。

次に、資料第15号でございます。今回の制度導入に伴う条例の見直しについて、現行の個人情報保護条例を改正する場合と、別条例として制定をする場合をメリット、デメリット、また他の自治体の状況を比較できるようにまとめたものでございます。条例改正の場合は、個人情報と特定個人情報が1本の条例で規定され、一体的な運用が可能となりますが、反面、例外規定が多くなるなど、内容が複雑になります。また別条例と制定した場合、条例の構成や内容がシンプルになりますが、運用に当たっては複数の条例を参照する必要から、ミスを生じさせる率があるということになります。他自治体の状況は記載のとおりですが、検討中を含めると、文京区を除く22区中18区が条例改正、4区は別条例の制定の動きとなっております。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明となります。

○内山会長 要するに、番号法ですか、マイナンバー法の施行に伴って条例のほうもそれにあわせてといいますか、それに対応して改正する必要があるということで、諮問があったということでございます。諮問の中身はこのように条例を改正することを考えているということを考えているのが、例えば一番詳しいのは資料第13−1号ということだと思いますけれども、まず資料の問題で私のほうからお願いしておきますけれども、番号法の関係法令、施行令や何かも含めて、私は商売柄持っているんですけれども、各委員にお手元にお配りするようにしておいていただきたいと思います。

その際、条例のほうも含めて法令集という形でお手元に配っていただけたらと思います。

その上で、その条例をこのように変えるということのようでございますけれども、こういう 改正する場合の諮問はこういう形をとるんですけれども、改正の案文といいますか、条例案文 は基本的にはお示しされないということですよね。腹案はあることはあるんでしょうけれども。 〇情報公開・法務担当主査 きょうの段階ではすみません、ご用意しておりません。

○内山会長 ということでございまして、これは審議の予定からしますと、きょうも含めて次回、次々回と都合3回にわたってご審議をいただいて、その段階でできれば答申をさせていた

だくことを考えております。

ということですので、本日全てのことについてご意見を伺って、結論をいただきたいという ことではございませんので、この段階でご質問等があれば、お考えをいただくためにただして おきたいこと等があればご発言をいただいてと思います。また、あらかじめ申し上げておきま すと、この場でご発言なされなくても、次回までの間に質問等があって、事務局のほうで対応 ができるようなことがあれば対応していただけると思いますので、そのことも含めて、この段 階でご質問等があれば伺っておきたいと思います。

急のことといいますか、法改正といいますか、条例を改正するというのは公務員の中でもかなり高度な事務といいますか、仕事のうちに入ると思いますので、そういうことについて突然ご意見をいただきたいといっても、なかなかイメージが浮かばない点もありますけれども、例えば資料第15号の条例を改正する際の姿といいますか、スタイルをどうするかということについては、例えば私なんかですと審議会の中身、答申の中身とすれば、どのような個人情報等の保護がなされるかという実態が大事なことなので、条例をどのようにつくり込むかというのは、言ってみればその実態に適切な文章をつくるというのは、それは当然提案者である区長部局の職員の方々のお仕事だと思いますので、この部分までご意見がいただければいただいたほうがいいかもしれませんけれども、そのような趣旨で適切に立法作業に当たっていただきたいというのが答申だとすれば、どちらでもいいのかなというふうに思ったりもしますし、いや、しかし区民にとってわかりやすいのはどちらなのかというふうなご意見をいただいてもよろしい。

例えばそんなことで、2つの考え方といいますか、それ以外の考え方もあると思いますけれ ども、そんなことがありますので、それぞれご意見等がいただけたらということだと思います。 資料第15号というのはそんなことだというふうに思いました。

それから、もう一つは条例と法律の保護する対象ですとか手段が違うようで、それを違った まま今後も維持存続するということが、例えば手数料なんかでも条例では無料にするというこ とが前提となっていたり、それ以外のこともたくさんあるわけですけれども、そんなことがご ざいます。

それから、お手元の資料の中にあったわけですけれども、死者の情報についてどのような形で保護するのかと。文京区の条例のほうでは死者も含むというような取り扱いになっている。しかし条文上はそのようには書いていない。書いてあるのは多分、要領というマニュアルのほうで書いてあることだと思いますけれども、そのマニュアルに書いてあるということだけでいいのかどうか。条文上明確に取り扱いを含んで反映するほうがいいかどうかということも考えようによってはあるのかもしれません。

例えば条例上、個人情報は基本的には非開示ということですけれども、公務員の職務上の行 為については個人情報保護の対象にならないというのは、もう判例でほとんど確定しているこ とですけれども、条例上はそうは書いてないんですけれども、言ってみれば判例でそのような ことを判断してきている。ですから、条例は文京区の条例としてどのような個人情報保護のスタイルを形成するのかということについて、明確に規定、文章化されていないと、文京区の本意ではないような解釈が行われてしまうこともあるということもありますので、そういうことも考えなければいけない。

条例は多分、個人情報保護法よりも前に制定されていると思いますので、その段階では条例のほうが先にできていますから、法律に合わせる必要は必ずしもなかったわけですけれども、この際、こういうマイナンバー法までできた段階で条例を制定することになったときに、今の法体系制度と何が違うのかということについて、明文化しませんと、法律等に書かれた用語概念がそのまま条例にも引き写されてしまうことになる可能性もあります。ですから、そういうことも含めて疑義のないように条例等を立案する必要があるかどうか、または要領があるのだからこのままでいいという判断をするのかどうかということ。そんなことも含めて検討すべきことはいろいろあろうかとは思います。

条例で、例えば死者の条例はマイナンバー法でも一定程度は保護されることになっているようですけれども、そのことの詳細についてどのような相違があるのか、あるいは全く同じような、名称が違うだけで実質的には同じような保護があるのかということについても、詳細な検討がなされませんと、審議会の答申もなかなか出しにくいだろうなとも思いますので、これは突然私が今ここで言い出していることですので、次回までにそういうことについても検討のたたき台といいますか、何を判断すべきかということについて、各委員にわかりやすい資料等をさらに用意していただけたらと思います。

はい、どうぞ。お願いします。

- ○中川委員 今、会長がおっしゃった点と関連するんですけれども、個人情報保護法は国より 自治体のほうが先行しておりますね。
- ○内山会長 はい、そうです。
- ○中川委員 今回は国のほうが先行して全体をカバーするような法律を制定しました。国はそれに対して各自治体が持っている個人情報保護法をそれに整合させるようにというガイドラインみたいなものを示しているのですか。
- ○総務部長 マイナンバー法の中に地方公共団体についても、必要な特定個人情報保護に関する措置をしなければいけないという規定がありますので、それであると結局、個人情報保護条例を直さないと対応できない状況になっています。
- ○中川委員 ということは、国の法律が今度は上位にあるということですね。昔は個人情報保

護法は各自治体で先行して自由につくられている。今回はマイナンバー制度が上位にあって、 それにこちらが合わせていくということ。

○総務部長 そうですね。おっしゃっているように、今までは個人情報保護条例の対象となる 個人情報と国の法律の個人情報保護法の個人情報がずれていたんですけれども、規制対象が 別々なんで、ずれていても何も問題なかったんですけれども、今度はマイナンバー法について はその下に自治体も連なるものですから、法と条例との間で整合性をとらなくいけなくなって しまった。

○中川委員 そうすると、資料第15号によるとそれに対応しているところと、検討を既に始めている自治体と始めていない自治体があるようですけれども、いずれ全ての自治体はそれをやらざるを得なくなっているということですね。

- ○総務部長 そうですね。
- ○中川委員 ただ、足並みのばらつきはある。
- ○総務部長 はい。
- ○中川委員 そうすると、問題はやるやらないじゃなくて、中身をどうするか。
- ○総務部長 そうです。やらざるを得ないんで、最低限法に合わせなければいけないものと、この際、やらなくてもいいんだけれども、マイナンバー法の趣旨にあわせて、マイナンバー以外の個人情報についても直そうかと。例えば任意代理人による開示請求というのは、今は極めて限定しているんですけれども、それをもっと広く認めようかとか。
- ○中川委員 そういうところが多分自治体によって少し差が出てくる。
- ○山内委員 すみません。
- ○内山会長 はい、どうぞ。
- ○山内委員 この資料を事前にいただいて、目を通したんですけれども、改正の概要とかはわかったんですけれども、例えば先ほどの任意代理人は現行はできたけれども、今後は広げるとかという、その何か理由のところが書かれていなかったので、これがいいのかよくないのかというのがよくわからなかったので、もしもあれなら次回に続くなら簡単に教えていただけると、もう少しこれについて具体的に考えられるのかと感じました。
- ○内山会長 今おっしゃったのは、資料第11号の例えば概要で、こういう手当てをするという ことが書いてある。何のためなのかということをもう少し詳しく我々にわかるように説明する 資料がほしいと。
- ○山内委員 はい。

- ○内山会長 それはお願いしておきましょう。詳細のほうに書いてあるのかな。
- ○山内委員 ここに書いてありました。
- ○内山会長 考え方というところで。
- ○山内委員 13。
- ○総務部長 35ページです。
- ○情報公開・法務担当主査 簡単に任意代理人のところだけ補足でご説明申し上げますと、もともと任意代理は本区の条例、厳密に言うと規則なんですけれども、本区におきましては必要がある場合という一定の条件のもと、任意代理を認めてきております。ただ、よその自治体等では任意代理による自己情報開示請求を認めないところもたくさんあるんですけれども、今回、マイナンバー法、番号法ができまして、任意代理は基本的には認める方向に法律でなりました。特にそれは今までの個人情報と、今回いわゆるマイナンバーが含まれますと特定個人情報となりますので、その性質の違いから、広く開示等の請求権を認めるべきだということで、どうしてもご本人が直接できない場合に任意代理も認めましょうということで、請求の幅が広がったということが改正の趣旨でございます。

その一方で、議論としては特定個人情報については法律で全て任意代理が認められました。 じゃ、従来の個人情報も今は一定の条件のもとに任意代理が認められているところを、特定個 人情報とあわせて全てのケースで任意代理を認める方向が妥当なのか、それとも任意代理、い ろいろ慎重な自治体なんかでは任意代理制度自体に課題がないこともないので、やはり控えめ にするんだというような判断もあるかと思いますので、そこは一つ論点ですね。135ページに も記載しております。

- ○山内委員 いいですか。それで、ここに書いてあることは何となく理解したんですけれども、 例えばどういった場面で任意代理、具体的に言うと。
- ○情報公開・法務担当主査 実際に本区が運用している中では、特には今、任意代理、自己情報開示請求を行っておりまして、特に問題はないんですけれども、ただ一般的に議論として言われていますのが、例えば任意代理、委任状自体に何か本人が望まない形でそもそも委任状をつくってしまっているケースですとか、本人と任意代理人との権利関係が複雑で、利益が相反しているようなケースが全く考えられないとも言えないのでというところで、一部任意代理を広く認めることについて慎重な考え方もあることはあります。どちらかというと、任意代理制度をどこまで、どのように評価するかというところで結論がまとまるようです。現実的な運用としては、特に今のところ問題は生じていないところではございます。

- ○中川委員 もうちょっとよろしいですか。
- ○内山会長 どうぞ。
- ○中川委員 133ページ、考え方というところに、人の生命、身体または財産の保護のために 必要がある場合があって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき、これは自分の財産とか身体の保護のために本人が同意をしないというケースはどういうケース でしょう。本人の同意を得なくても出すけれども、本人が同意しないというのはどういうケースでしょうか。
- ○情報公開・法務担当主査 例えば災害なんかがあったときに、ご本人が例えば変な話ですけれども、意識不明になってしまったりですとか、そういった状況でご本人の確認が、同意がとり得ないような場合が基本的には。
- 〇中川委員 緊急事態。
- ○情報公開・法務担当主査 緊急事態が特に同意が困難なことが想定されています。
- ○中川委員 本人が同意しないということじゃないですね。本人が意識的に同意しないという場合じゃないと。
- ○情報公開・法務担当主査 ということではない。もともとの想定はそうですね。
- ○内山会長 同意を得ることが困難というのは、同意をしないと、拒絶をしている場合ではないんですよね。本人の意思が確認できない場合を想定しているんだと思いますけれども、本人が嫌だと言っているのに同意を得ることができないということで開示するわけではなさそうだと思います。
- ○中川委員 例えば私は今、知的障害者の成年後見を担当していますが、そういう人たちも同意を得ることができない場合が多いと思います。
- ○情報公開・法務担当主査 そうですね。
- ○内山会長 恐らくそういう場合は同意を得ることが困難ですから。
- ○中川委員 困難です。
- 〇内山会長 しかし本人の生命を保全するために必要だということになれば使うことができます。緊急入院で意識不明の人でもいいでしょうし。ただ、この同意を得ることが困難であると、法律に書いてある言葉なんですけれども、それがどういう場合なのかというのはこれからの行政ですとか裁判所の判断で確定していくことなので、困難というのはどの程度困難かということになりますね。電話を1本かけて、かからないからということで困難だということをやっちゃいけないでしょうという程度はわかるんですけれども、どういう状況になれば困難だという

ことになるのかという判断は、これからだんだん確定していくことで、なかなか難しいことだ と思いますけれども、法律にはそう書いてあるということですね。

はい、お願いします。

- ○吉川委員 同じところで、人の生命、身体ということですが、人というのは本人だけなのか、 それとも他人を含む、そこについて。
- ○情報公開・法務担当主査 他人ではなくて、基本的には本人です。
- ○吉川委員 本人だけ。
- ○情報公開・法務担当主査 はい。
- ○吉川委員 わかりました。
- ○内山会長 マイナンバー法はかなり厳格な制限を加えて、こういうことで厳格にやりますから安心してくださいということについて国民に納得していただくところもあるんだと思いますけれども、例えば文京区でマイナンバー制度によって収集した情報のうちから、番号部分だけを削除しちゃいますと、マイナンバーの保護する情報ではなくなってしまうので、そうしてから外部提供したり何かするということになると、幾らでもできてしまうんですね。文京区ということがそんな脱法行為をしようと意図してやるなんていうことを想定しているわけじゃないんですけれども、例えばそんなことができてしまうということもあるのは、どのようにセーフガードをかけるのかとか、それをかけなくてもいいのかとか。というのは、今までの審議会で一括同意という中で同意をしたものについても、全てのことで見直さないといけないのかということも追々考えなければいけないことなのかもしれません。

それから、区はマイナンバー制度を使って、法律以外に条例で何かいろいろな利用ができると書いてあるようですけれども、マイナンバー制度を使って行政運営を行おうというような意図がおありなのかどうか。ここには余りそういうことはなさそうだということが書いてあるようにも思えるんですけれども、それはそうなのか。

例えば、図書館の利用カードを使っていいなんていうのが例示としてあるようですけれども、 文京区としてやるのかやらないのかということは。

○総務部長 我々と別のセクションで、企画セクションがあるんですが、そちらのほうで関係 の課長を集めて検討はしておりますけれども、まだ具体的な方向性までは出ていないようです。 ○内山会長 ですから、今のところは我々は考えなくていいと。現状の諮問されたことについ て考えていただいて、また新たな制度で活用しようということをお考えの場合には、必要となれば審議会等を通して諮問等があるということでしょう。

- ○総務部長 はい。
- ○内山会長 それともう一つ、こういうことが適切かどうかわかりませんけれども、資料第15 号のほうで他の自治体の条例の制定の対応等が書かれているのですけれども、他の自治体の動向といいますか、判断も参考にして、文京区として最もいい条例をつくっていただくというのもあり得ることだと思いますけれども、まだ条文が明文化して外に出てきているところはないんですか。
- ○情報公開・法務担当主査 数は少ないんですけれども、一部ありますので、それも参考にして。
- ○内山会長 参考として。それと同じようになぞらえてつくるべきだなんていうことを言っているわけではないんですけれども、そういうことも判断の参考としていただいて、各委員のご意見をいただいたほうがよろしいのかと思います。入手できるものがあればということで、無理やりそれこそ入手する必要はないんだと思いますけれども、一般の方法で入手できるような情報があれば、それをお手元にお届けいただきたいと思います。
- 一般の報道しかわからないですけれども、例えば東京都は別条例をつくっているということのようですけれども、これは要するに条文構成をシンプルにするというだけの目的なのか、他に何か法文に加えて活用する、ないしは規制するということを考えているのか、付加するのか引くのかということも含めて、何を考えているのかということもあれば、情報があればそういうことも。
- ○中川委員 一つよろしいですか。
- ○内山会長 はい、お願いします。
- ○中川委員 マイナンバー制度が制定される過程で、いろんな報道だとか状況をずっと見ていますと、ここに書いてある身体、生命、財産の保護というところ以外の反対理由とか心配理由は、そうじゃなくて思想、信条、そういうものが業者等に使われるんじゃないか。例えば、図書館の貸し出しデータがありますよね。特定個人がわかると、どういう本を読んでいるかということがすぐわかってしまう。そうすると、それはその人の政治信念だとか、思想だとか、そういったことが、それを必要とする機関にとって利用したい情報になるわけですよね。そういうことをいろんな報道機関等がこれに対してネガティブな反応を示す主な背景になっているんですね、私の印象では。

今、実は安保法制とかそういうのもあるし、それとこういうものとを抱き合わせで考えている人、それからその論評があるんですよね。そういうことで、地方自治体は一番そういった図

書館の情報とか膨大な個人情報を管理しているわけですから、今後こういう条例を制定されるときに、そういった身体、財産だけじゃなくて、思想信条の部分のプライバシーの侵害にならないかどうかということも念頭に置かれて議論されることも大事じゃないかと私は思いますけれども。

- ○総務部長 そういうご懸念も確かにあるんですけれども、今の法律のくくりですと、社会保障と税と防災の分野でしか利用できないことになっています。
- ○中川委員 この数年の間、段階を追って広げていって、最終的には民間委託までするとの含みもあるように聞いています。
- ○総務部長 条例で独自に何か利用するといった場合にも、その3分野に法的に縛られますので、今の段階ではそのような思想信条の調査のためにマイナンバーを使うということは違法行為になってしまいますので、今はできない。もちろん将来法改正がされてくると、マイナンバーの利用範囲が拡大してきたときに、そういった懸念がまた再燃することはあり得ると思うんですけれども、今の段階では限られている。

○内山会長 マイナンバー制度と、例えば交通Suicaみたいなものと、全てがドッキングしてしまうと、その人がいつどこに行って、どのような収入があって、どういう病気で、財産状況はどうかと、全てがわかってしまうわけですので、そこの部分を全部一定の、例えば思想信条を探るための目的で利用することは、当然セーフガードといいますか、できないような措置をしながら運用することになるんだと思います。しかし、そのようなことができてしまうことがもし想定できるんだとすると、できないようにあらかじめ壁をつくっておかないと危険だということでしょうから、そういう意味でとても大事な条例の改正の契機なんだと思いますので、慎重なといいますか、いろいろなご意見をいただいて、適切な条例を制定していただかないといけないんだと思います。

パブリックコメントはどうなっているんですか。これから。

- ○総務部長 答申をいただいた後にパブリックコメントを行って、条例案を議会のほうにお示 しをするような形で考えています。
- ○内山会長 という意味では、当審議会の意見も含めた上で、区民のご意見を伺うことになるようでございますので、言ってみれば区民のご判断をいただく上でのたたき台にもなるような答申ということでございます。そういうことを前提に、次々回まで含めてご討議をいただきたいと思います。

今、全てのことについて、検討すべきことについて、何がどのように問題なのかということ

をわかっているのは、多分事務局の人だけだと思いますので、各委員は本日のことも含めて、いただいた資料ないしはこれから送ってきていただく資料をごらんいただいた上で、事務局に何なりとご質問をいただいて、事務局のほうも全てのことについて即答できるとは思えないことがあるかもしれませんけれども、対応はしていただけると思います。その上で次回の審議会でまたご意見等を伺うということにいたして。本日はこの段階ではこの程度ということでよろしいでしょうか。

それでは、諮問については、きょうは諮問の前提となる資料についてご説明をいただいて、 一定の理解が共通認識としてあったということまでで、なお引き続きこのことについてはご審 議をいただくということとして、諮問第1号についてのご審議は本日はこの程度ということに させていただきます。

議事の2の(3)に移りますけれども、その他ということですけれども、何か事務局のほう で用意されていることはございますか。

○総務課長 それでは事務局のほうから、お礼と方々お願いがございます。当審議会の委員の任期でございますが、来月6月末までの任期で満了というふうになります。この2年間、制度の適正な運用のためご尽力いただきましてまことにありがとうございます。既に区報5月10日号で公募区民の方につきましては募集記事を掲載しておりますが、現委員の方の再任を妨げないとなっておりますので、希望される方はぜひ選考手続がございますが、よろしくお願い申し上げます。

それから、団体からのご推薦をいただいている方につきましては、別途それぞれの所属団体 に推薦依頼をさせていただく予定でございます。ご面倒とは存じますが、ご協力のほどよろし くお願い申し上げます。

なお、現任期におきましては、今後次回5月29日、それから6月と、2回審議会が開催されますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○内山会長 ありがとうございます。そのことを失念してございましたけれども、任期が満了されて再任されないという委員の方々にもお願いをさせていただきますが、この段階でご意見等があれば、ないしはおことづけいただければ、事務局のほうでは承っていただけると思いますので、そういうことも含めて最終的な答申についてのご審議の意見の中に反映をするかどうかわかりませんけれども、検討させていただくという中に入ると思いますので、その点もよろしくお願いいたします。任期内であれば当然ご意見をいただいておけばよろしいわけですし、

任期外のことになっても何かご意見があれば事務局にお伝えいただきたいと思います。

3 閉会

○内山会長 それでは、各委員からご発言がなければ、これをもって閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。